

# 資料3 構造改革特区第5次提案、地域再生計画第2次提案とそれに対する回答

## 1 国土交通省関係

(C:不可 D-1 現行制度で可能 E 事実誤認)

### ① 構造改革特区

| 規制特例提案事項管理番号                                 | 関係法令              | (再)提案理由  | 回答  | 回答内容  | 提案主体名  | 構想(プロジェクト)の名称                     |
|--|-------------------|--|-----|---|--------|-----------------------------------|
| 1230120 堆肥舎設置に伴う農地転用及び都市計画区域内の建築確認申請手続きの簡素化  | 建築基準法第6条第1項       | 堆肥舎設置に伴う農地転用及び都市計画区域内の建築確認申請手続きに多くの費用と労力がかかり、零細農家の経営を圧迫するため  | C   | 建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全上及び衛生上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び衛生等に関する最低基準を定めているものであり、これらの建築基準への適合性の判定に要する必要な経験と知識を有する建築主事等の者の確認を受ける必要があるとされているところであり、安全性等の確保が必要であるため、ご要望のとおり緩和することは困難である。   | 福島県平田村 | 循環型農業推進構想                         |
| 1230130 都市計画区域等の区域内における農家民宿開設のための建築確認手続きの不要化 | 建築基準法第6条、第87条     | 「福井型エコ・グリーンツーリズム」の推進にあたり、都市計画区域内の農家が、施設の増改築を行わず、民家をそのまま利用した小規模な農家民宿の開設を希望している。しかし、都市計画内においては規模の大小にかかわらず建築確認を受ける必要があるため、確認手続きに必要な図面の作成など、手続きのために多額の費用が必要になる。施設の増改築などの投資を行っている場合は別として、特別な投資もせず小規模で農家民宿を実施する農家にとっては、こうした手続きのための支出が大きな支障となっている。  | E   | 法第87条第1項では、建築物の用途を変更して、旅館等の用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものにする場合に建築確認等が必要となるが、当該事例が100㎡以下である場合等については、現在でも第87条第1項は適用されない。従って、ご要望の提案は事実誤認である。  | 福井県    | 農家民宿建築確認不要特区(福井型エコ・グリーンツーリズム推進特区) |
| 1230370 市街化調整区域への工場立地承認の緩和                   | 都市計画法第29条第1項、第34条 | 規制の問題点:現行法制度で立地承認されている事例が多く存在する中運用自治体により扱いがまちまちで統一されていない。特に農業振興整備に関する法律と都市計画法との間で除外規定により立地承認検討が阻害されている現状がある。特例適用の根拠:特区により企業誘致を推し進める行政及び条例制定により立地承認する行政もある中特区特例によらずして立地承認が不可能な認識の行政が存在する。また農政上位官庁の見解が総論的であり具体的問題解決には至らないことから農地として機能していないもしくは有効活用が望まれている農地について不条理が存在する。提案の経緯:他の自治体の対応及び許可の実例を示しても許可決定権者の意向優先により権利を認められない中行政との交渉を重ねてきたがこのままでは閉鎖撤退しかない状況に追い込まれている。近隣より誘致の話もあるが現に稼働してきた同一行政区内で集約と高度化事業に着手したい。誘致ならよく、立案なら不可とする弊害を除去してほしいこと及び他行政にて立地承認されている実例が存 | D-1 | 市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっている。<br>国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、地域の実情等に応じた制度運用を行うことが望ましいことを示すとともに、本年3月に市街化調整区域における開発許可制度の運用に関する事例、条例等の制定状況等について調査・情報提供を行い、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を周知したところであり、ご提案の施設の立地の適否につき、開発許可権者とご相談されたい。 | 民間企業   | 農地復元不可能な未利用農地等を有効活用した産業立地推進特区構想   |
| 1230380 用途地域の変更                              | 都市計画法第8条、第15条     | 横須賀市追浜は、旧海軍航空隊とともに歩んできた歴史の町です。その跡地に多くの工場が建設され臨海工業都市として発展してきましたが、近年の不況により工場の閉鎖などともに次第に活気がなくなりました。数年前には京浜急行の特急も停車しなくなり、海軍ゆかりの地に住みついた人たちも高齢化が進み、老人の町となりつつあるのが現状です。そんな中で一大地下壕を有し、また予科練発祥の地でもある貝山緑地に隣接する工場の閉鎖が決定しました。我々は、この貝山緑地(4.5ha)と空き地になる3.3haの土地を利用して追浜地区の活気を取り戻すため、実物大の軍艦を建設し、それを歴史博物館として利用することを考えていますが、用途地域が工  | D-1 | 当該地域の用途地域は地方公共団体が自治事務として定めるものであることから、用途地域の変更は、地方公共団体において行うことが可能である。   | 川端和幸   | 横須賀近代歴史博物館の建設                     |

|   |  |  |   |   |   |                           |
|---|--|--|---|---|---|---------------------------|
| 1230390 中心市街地における市街地整備改善及び商業等の活性化法の緩和措置 | 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律 | 石炭六法が期限切れになった鞍手地区において、炭鉱跡地(公害→地盤沈下)整備格差を都市部と比較した場合、差があり過ぎる為、その格差を是正する必要がある。民間が出来る事は、民間に任せて効率を高める。一戸当り50㎡のバリアフリー住宅で30坪の畑が付いている分譲住宅(一戸 千万円)を中心とする物件を販売して人口増を図る。  | E | 中心市街地法は、市町村が作成した基本計画に基づき様々な支援措置を講じるものであり、規制法ではない。なお、平成16年6月時点において、福岡県鞍手町は法第6条第1項の基本計画を作成していない。  | 社会福祉法人鞍手会<br>ケイ・ティ・エンタープライズ株式会社<br>有限会社かじと梶栗 俊郎 | 社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想 |
| 1230400 臨港地区変更(解除)関連の地区計画決定要件の緩和措置      | 都市計画法第19条                              | 提案事項番号2に同じ   | C | 市町村が都市計画決定をしようとする際の都道府県知事への協議・同意を必要としていることについては、都道府県が定める都市計画と市町村の定める都市計画相互間の矛盾を防止し、都市計画が一体のものとして有効に機能するように、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点若しくは都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から行われるものであり、都道府県知事への協議・同意を不                             | 神奈川県横須賀市  | 「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 |
| 1230410 都市計画法上の規制緩和及び手続き等の簡略化           | 都市計画法第5条                               | 当該構想区域は国道246号線に接し、東名沼津インターに至近の所に立地している。また、県立がんセンターを核としたファルマバレー構想においても重要な位置づけであり、平成20年には県立沼津技術専門校も移転してくる。基盤整備などの受け入れ態勢の遅れは、民間事業者の誘致や構想そのものに大きな影響を与える。また、当該区域は研究開発施設など最先端技術の集積を目指していくことから、光ファイバーを含む電線類の地中化を進めて行くべき地域である。 | C | 都市計画区域の指定は、都市計画決定等の権能を特定の地方公共団体に創設的に付与する効果を持つ根幹的制度であり、他の都市の発展との有機的な関連を考慮しなければならず、また、指定により各種の土地利用制限が課されることとなるため、その範囲を適正かつ合理的なものとする必要がある。このため、都道府県が都市計画区域の変更をしようとするときは国土交通大臣の協議・同意を必要としており、したがって、都市計画区域の変更の際に際して手続を簡素化することは適当でない。 | 沼津市   | 富士山麓リサーチパーク構想             |

|  |                         |  |          |  |          |  |
|--|-------------------------|--|----------|--|----------|--|
| 1230420 都市計画区域の変更手続き等の簡略化                    | 都市計画法第5条                | 市場機能を備えた複合施設と観光客にも対応した立体駐車場は港湾振興ビジョンの核であり、港湾施設全体が防災・観光・交通などの拠点として公共性の強い施設である。また、その他のマーケットモールや旅客ターミナルは民間事業者の参入を予定しているが、核となる複合施設と駐車場の整備が遅れると、計画全体の遅延につながる。   | C        | 都市計画区域の指定は、都市計画決定等の権能を特定の地方公共団体に創設的に付与する効果を持つ根幹的制度であり、他の都市の発展との有機的な関連を考慮しなければならず、また、指定により各種の土地利用制限が課されることとなるため、その範囲を適正かつ合理的なものとする必要がある。このため、都道府県が都市計画区域の変更をしようとするときは国土交通大臣の協議・同意を必要としており、したがって、都市計画区域の変更に際して手続を簡素化することは適当でない。    | 沼津市      | 沼津港交流拠点づくり構想   |
| 1230490 生産緑地買取申出条件の緩和                        | 生産緑地法第2条2、第7条、第8条、都市計画法 | 公共投資の結果、生産緑地周辺の事業可能性が高まった、公共投資を回収し、地域経済を回収するためにも、生産緑地指定の現状に適した解除に資するべく、買取申出条件の緩和が必要である。市町村の都市計画により生産緑地の解除は可能であるが、解除ニーズをより把握しやすくするために生産力買い取り申出条件の緩和が必要だと考える。  | D-1      | 生産緑地地区に関する都市計画の変更については、都市計画運用指針にも記載されているとおり、限定的ではあるが、都市計画上の要請に基づき必要が生じた場合に可能であることとされている。当該案件については、地方公共団体の都市計画の方針や周辺土地利用の状況等を鑑み、生産緑地地区の都市計画の変更の必要性について、都市計画決定権者(市町村)が判断されればよい事項であり、現行制度において対応可能である。なお、生産緑地の買取申出については、権利救済の観点から設けら | 土地活用を図る会 | 生産緑地活用ニーズの把握   |
| 1230500 都市公園内の許容建築面積の緩和                      | 都市公園法第4条第1項、同施行令第5条     | 公園の利用者数の増加、利用者層の多様化への課題及び中心市街地の空洞化への対策   | C<br>D-1 | 都市公園は、都市を緑化して都市環境の向上を図るとともに、空地を確保して、避難、防火等の災害の防止に資することを目的として設置される都市の貴重なオープンスペースであり、このような都市公園の性格から、公園施設の建ぺい率の制限を設けているところであり、これを緩和することは不可。なお、第159回通常国会において都市公園法が改正され、都市公園の区域を立体的に定める立体都市公園制度が創設されたところであり、都市公園と商業施設等との立体的活用が期待される。  | 和歌山県     | 大新地区中心市街地活性化構想(都市公園を中心とした緑と潤いのある癒し空間の創出)             |
| 1230510 都市公園の占用手続の簡素化                        | 都市公園法第6条                | スポーツランドみやぎきの確立を目指し、円滑なスポーツイベントの実施環境の創造を図るため、スポーツイベントに係る県内の都市公園内での仮設工作物の設置に係る許可を届け出とし、主催者の手続き面での負担軽減を図る。  | C        | テント、ゲート等の仮設工作物による都市公園の占用についても、その安全性等を公園管理者が個別に判断して許可をすることが必要。  | 宮崎県      | スポーツランドみやぎ展開特区                                       |
| 1230530 他省庁の補助金による施設の都市公園内整備の容認と当該施設の看板設置の容認 | 都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第4条 | 公園を核として地域再生を図るためには、現行公園施設以外の消費や観光といった経済効果に直結する施設整備が不可欠であるが、公園施設に当該施設が含まれておらず、また細かく規定されており、来園者の求める便利施設の整備が困難となっている。   | C<br>D-1 | 都市公園法施行令を平成15年3月に改正し、地方公共団体が条例で定める休養施設、遊戯施設、運動施設等を新たに公園施設に加えることができるよう公園施設の弾力化が図られたところであり、健康レジャー推進施設等が、都市公園の効用を全うするための休養施設等に該当するものであれば設置可能。また、道の駅等の施設が都市公園と相互に効用を兼ねるのであれば、兼用工作物として設置可能。さらに、このような施設のた                              | 光市       | 地域再生を機軸とする「都市戦略転換構想」NO1～都市公園「冠山総合公園」を核とする新生「光市」再生計画～ |
| 1230540 都市公園の占用許可基準の緩和                       | 都市公園法第5条、第6条、第7条        | 都市公園法では公園管理者が占用許可を与えることのできる工作物その他の物件又は施設の要件として、当該占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合するものと、三つの要件が充たされるものに限られるとしている。しかし近年では、都市公園内での露店の出店要望が多く、また、売店等のない公園では利用者のニーズも多い。占用の濫用は好ましくないが、日常時における都市公園内の露店を占用許可の対象とさせて欲しい。 | D-1      | 公園利用者の利便を図るための露店であれば、公園施設として、都市公園法第5条第2項の許可を受けて設置可能。なお、平成16年6月に公布された改正都市公園法第5条第2項においては、公園施設の設置管理について、許可の要件を大幅に緩和して、都市公園の機能の増進に資する場合には公園管理者以外の者が公園施設を設置管理できることとしたところ。   | 松山市      | 『坂の上の雲』のまち再生構想(現『坂の上の雲』のまち再生計画)                      |

|                                |   |  |          |   |      |  |
|--------------------------------|---|--|----------|---|------|--|
| 1230550 公園利用者以外を対象とした公園施設設置の容認 | 都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第4条   | 公園の利用者数の増加、利用者層の多様化への課題及び中心市街地の空洞化への対策   | C<br>D-1 | 都市公園においては、公園でレクリエーションや散策、草木の鑑賞などの活動を行いつつ、休憩や飲食を行うといった複合的な利用に対応するための飲食店、売店等を設置することが可能。第159回通常国会において都市公園法が改正され、公園施設の設置管理について、許可の要件を大幅に緩和して、都市公園の機能の増進に資する場合は、公園管理者以外の者が公園施設を設置・管理することができることとされたところである。また、同改正において、都市公園の区域を立体的に定める立体都市公園制度が創設されたところであり、都市公園と商業施設等との | 和歌山県 | 大新地区中心市街地活性化構想（都市公園を中心とした緑と潤いのある癒し空間の創出） |
| 1230570 ほ場整備事業の実施要件の緩和         | 土地改良法施行令第2条第5号イ、同ただし書きの農林大臣が定める場合について、非農用地区域の設定を伴う土地改良事業をおこなうばあいにおける都市計画法の開発許可等との | 近年の少子高齢化が急速に進行する中で、順調に進んできた本市の市街化区域の宅地開発は、流入人口の沈静化等から停滞期に入ってきた。また、昨今の経済状況の下、新市街地の組合土地区画整理事業については、想定外の地価低下も併せ、資金計画上から事業が成立しない状況にある。市街化圧力が安定しつつある本市の市街化区域には、いまだ大規模農地（5ha以上）が9箇所（約86ha）存在し、その不整形な農地や地区内に道路がないなど、農業耕作上必要とされる程度の基盤すら未整備の状態である。これは、当面の農業の継続にも大きな支障をきたす状況となっている。このような市街化区域の農地については、現行では土地区画整理事業による面的整備事業（交換分合手法）で基盤整備を行う手法しかないため、地権者が事業化に向け努力したが、事業成立の見通しから止むを得ず事業着手を断念し、将来のまちづくりの展望を描けず苦慮している。さらに放棄田を増やす状況を作り出しており、健全な都市形成を大きく阻害している。これを打開するため、現行法上、市街化区域において実施不可能となっている、土地改良法のほ場整 | D-1      | 換地計画を定め、非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を市街化区域において行おうとする場合には、都道府県の土地改良部局と都市計画部局との協議がととのったものについては、事業を実施することが可能であるとしており、都道府県において関係部局間の協議をととのえられたい。  | 加古川市 | 市街化区域農地の農業効率向上・農家の経営安定化構想                |

② 地域再生計画

| 提案事項管理番号                           | 関係法令                  | (再)提案理由  | 回答 | 回答内容  | 提案主体名    | 構想(プロジェクト)の名称   |
|------------------------------------|-----------------------|--|----|---|----------|---|
| 1220070 中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置    | 都市計画法第15条、第18条、第19条   | 【提案理由】・ 地方分権推進委員会の勧告等により、平成10年度以降都市計画決定権限の移譲が図られたが、三大都市圏等内の市への権限移譲はまだ十分ではなく、中核市等への移譲措置も講じられていない。また、都市計画決定等に係る国・県の関与がいまだに国家公権的であり、地方分権が活かされておらず都市再生・地域再生を阻害している。・ 用途地域等の都市計画決定権限が市にないため、土地利用転換や地域活性化を目的とする都市計画の決定又は変更がタイムリーに行われていない。その為、大規模工場閉鎖後の遊休地や臨港地区における土地利用転換をスムーズに行うことが出来ない。・ 仮に市へ権限が移譲されても、国・県の協議・同意要件残ると、結果的に国・県の関与実態は変わらない。・ 都市再生特別措置法による都市計画決定権限の移譲では、権限の対象・地域・期限が極めて限定され、国の同意を要するなど実質的に国の関与は変わっていない。【前回提案】 本提案(地域再生1次提案NO.1254010)における、国土交通省の回答主旨は「地方分権推進委員会の勧告等を踏まえ平成10年以降、用途地域の決定権限の移譲措置を講じている。平成12年の都市計画法改正により平成16年5月までに都道府県による都市計画マスタープラン策定が義務となっており、それらを踏まえ、上記権限移譲の定着状況を見極める必要もあり、16年度以降フォローアップを行うため、現段階で検討すべき課題ではない。」とあるが、そもそも三大都市圏等特定区域において上記権限移譲はごく限られた一部しか行われていない。また、都道府県による都市計画区域マスタープラン策定と、国・県の権限を中核市等に移譲する事の関連性は見当たらない。(神奈川県は平成15年3月にマスタープランの都市計画決定済)従って、これらのフォローアップを待つまでも無い。 本提案は、地方の自主性と責任の下で、都市の再生を行い地域の活性化を促進するためには欠くことが出来ない制度改革である。加えて産業構造や地域経済の変化に伴い、早急な都市政策を迫られている地方自治体にとっては緊急を要する課題であり、現在の権限移譲スケジュールはあまりにも時間が掛かり過ぎている。現制度を漫然と適用し続ける事は、都市再生・地域再生を遅らせる要因ともな | C  | 1 都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成10年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。<br>また、地方分権改革推進会議との議論では、平成12年の都市計画法の改正により、都道府県に平成16年5月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成16年5月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。<br>2 なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。                             | 横須賀市     | 「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」※上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。「臨港地区変更(解除)に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」 |
| 1220110 三大都市圏における用途地域の決定権限の市町村への移譲 | 都市計画法第15条、都市計画法施行令第9条 | 用途地域は市町村が都市計画に定めることとなっているが、広域の見地を理由に首都圏近郊整備地帯に含まれる都市計画区域では都道府県の決定となっている。首都圏近郊整備地帯に含まれる都市計画区域は多種多様でそれぞれ地域の実情もまちの成り立ちも異なる。個々の実情を生かしたまちづくりは首都圏においても必要であり、地域の実情を最も把握している市町村が用途地域についても都市計画を定める必要がある。また、市町村が定める都市計画は都道府県の定める都市計画区域の整備、開発、保全の方針に適合していることを前提としており、その上でさらに都道府県決定と二重の要件を付加する理由は見当たらない。   | C  | 三大都市圏の区域は、市街地が市町村の行政区域を超えて広がっている典型的な区域であり、都市計画法では、このような三大都市圏の地域の実情を踏まえて、当該地域における用途地域の決定は、広域の見地から調整を図る観点から、都道府県が行うこととしている。この整理は、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえた一連の制度改革により措置されたものである。地方分権改革推進会議との議論では、平成12年の都市計画法の改正により、都道府県に平成16年5月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成16年5月よりフォローアップに着手したところであり、現時点 | 我孫子市、草加市 | 首都圏近郊都市まちづくり推進特区  |

|                               |                     |   |     |  |      |                      |
|-------------------------------|---------------------|---|-----|--|------|----------------------|
| 1220120 都市計画決定における国・県の同意手続の撤廃 | 都市計画法第15条、第18条、第19条 | 平成12年度の都市計画法の改正により、国・県の認可等が同意に変更されたものであるが、同意のみに2か月程を要する案件もある。政令指定都市に都市計画決定権限がありながら、迅速な都市計画決定が行えない状況にある。   | C   | <p>1 都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成10年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。</p> <p>また、地方分権改革推進会議との議論では、平成12年の都市計画法の改正により、都道府県に平成16年5月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成16年5月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。</p> <p>2 なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。</p> | 横浜市  | 都市計画決定の権限委譲及び手続の簡素化  |
| 1220130 区域区分制度の適時適切な運用        | 都市計画法第7条、第21条       | 市街化区域に隣接し、開発ニーズの高い市街化調整区域において、市街化調整区域における地区計画制度を活用することにより、良好な居住環境の確保ができることが明らかな区域において、一般保留フレームの適時適切な運用を行ない、市街化区域へ編入していくことが、地区住民や民間の多様な開発ニーズをタイムリーに受け止め、民間活力の主導による良好な市街地形成を促進していくための有効な手法と考えられる。また、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」という区域区分の目的を達成する上に | D-1 | 都市計画を変更する必要性が生じたときは、適宜適切に変更するものとされており、都道府県が区域区分の都市計画の変更を行うことが可能である。  | 東広島市 | 中心地区の個性・魅力づくりと求心力の強化 |

|                          |  |   |              |   |   |  |
|--------------------------|--|---|--------------|---|---|--|
| 1220160 都市計画決定権限の市町村への移譲 | 都市計画法第15条                                  | 「都市再生開発特区」の提案はそれぞれの所管庁の権限委譲ということではなく都市計画と財源が一体となった総合的なまちづくりに関する特区であり、このことにより、都市再生による経済効果や国際競争力を高めるため諸官庁の枠を超えた新たな仕組みの創造として、提案をするものである。   | C            | 都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成10年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。<br>また、地方分権改革推進会議との議論では、平成12年の都市計画法の改正により、都道府県に平成16年5月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成16年5月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。  | 千代田区  | 都市再生開発構<br>想   |
| 1220160 都市計画決定権限の市町村への移譲 | 都市計画法第15条                                  | 都市計画区域を指定する主体である都道府県が、地域の实情に応じて判断することが最も適切であると考えられてきたため、県に権限が付与されている。しかし、都市計画提案制度の創設により、今後、線引き変更提案も予想され、迅速な対応が難しい状況に  | C            |   | 横浜市   | 都市計画決定の<br>権限委譲及び手<br>続の簡素化  |
| 1220160 都市計画決定権限の市町村への移譲 | 都市計画法第15条                                  | 現在、風致地区の指定は、都道府県が行い、地区内の建築物の許可は、中核市が権限を持っている。地域の特性に応じた、きめ細かな対応をするためには、地区内の状況、実務を担当している中核市に権限を移譲することが望ましい。   | C            |   | 宇都宮市  | 宇都宮まちづくり<br>創生構想   |
| 1220160 都市計画決定権限の市町村への移譲 | 都市計画法第15条                                  | 地方分権一括法の施行等により、都市計画決定の権限委譲がなされ、公園面積10ha未満については、市町村の決定権限とされたが、10ha以上は県知事の権限となっている。このため、地域再生を図るための公園整備計画の変更に時間と労力をようするとともに、地域の自主的かつ独創的な事業実施が困難であり、地域再生計画の遂行にも支障を来している。  | C            |   | 光市  | 地域再生を機軸<br>とする「都市戦略<br>転換構想」NO1<br>～都市公園「冠<br>山総合公園」を<br>核とする新生「光<br>市」再生計画～ |
| 1220160 都市計画決定権限の市町村への移譲 | 都市計画法第15条                                  | 現在都市計画の指定に関する権限は、国土交通省及び県が持っているが、大規模商業施設の進出と周辺開発事業を推進するにあたり、決定までの時間がかかり過ぎるので権限を移譲し、制度の創出によって事業の迅速化を図る。  | C            |   | 鏡石町   | 雇用創出計画   |
| 1220340 社会資本整備にかかる権限移譲   | 国土総合開発法、国土利用計画法、近畿圏整備法第9条、第10条、社会資本整備重点計画法 | 関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業再生の基盤である社会資本(国土交通関係のみならず、農林水産基盤等を含む)の整備を関西全域の視野から選択と集中により重点的・効果的・効率的に行うことは重要な課題である。現状では、全国的視点を優先した国土計画や社会資本整備計画のもと、限られた財源のなかで地元のニーズにあった基盤整備が必ずしも行われない仕組みになっており、地方の活力が奪われている。また、国道と農道などのように所管省庁は異なるものの類似の社会資本が縦割りに決定されており、最小の費用で最大の効果を生む形になっていない。さらに、複数の省庁や複数の府県域にまたがる場合、調整に多大な労力を要し、実行までに時間がかかりすぎる。 | D-1, E, C, E | 道州制については、国との役割分担を含め、そのあり方について議論・検討が必要と認識しており、確定的なお答えをすることは困難ですが、提案された事項について現行制度における考え方は以下の通りです。<br>①関西全域を対象とするような計画は、国土総合開発法に基づく計画のうち、地方総合開発計画が該当する。地方総合開発計画については、既に現行の国土総合開発法第8条において「自然、経済、社会、文化等において密接な関係を有する地域が二以上の都府県の区域にわたる場合においては、関係都府県は、その協議によって、当該地域について、地方総合開発計画区域を設定して、地方総合開発計画を作成することができる」(第8条)こととされており、現行の規定により対応可能である。<br>なお、国土利用計画法に基づく計画には、そもそも関西全域を対象とするような計画に関する規定が国土利用計画法にはないため、権限移譲の対象とはならない。<br>②近畿圏整備計画については、国が実施する社会資本整備等他の政策との整合性を保ちつつ、国が策定することが適当です。<br>③社会資本整備重点計画法は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために、国の責務が十分に果たされるよう、全国を対象とした計画の策定等の措置を講じること | (社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所 | 社会資本の選択<br>集中型整備事業<br>の推進  |

|                                       |                             |   |     |   |        |                        |
|---------------------------------------|-----------------------------|---|-----|---|--------|------------------------|
| 1220350 地域再生計画に認定された構想限定の権限委譲         | 都市計画法第29条                   | 本市は、地域活力創出のために、これまで進めてきた五条川整備を市域全体に拡大するためには、市街化調整区域の有効的な開発が不可欠である。しかしながら、本市の狭小な市域のさらに約半分を占める市街化調整区域(農振農用地)の開発については、実現に向けて諸問題が山積しており、早期の計画実現のために、開発許可及び農地転用許可の権限を地域再生計画に認定された構想の期間と内容に限って、権限委譲を求めるものです。・権限委譲事務の内容・範囲 都市計画法第29条の開発許可・農業振興地域の整備に関する法律第15条の15の農地転用許可・権限委譲元と委譲先 農林水産大臣、愛知県知事→岩倉市長・権限委譲の方法 地域再生計画で認定された構想の期間と内容に限定 なお、当該権限の市町村への委譲については、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能となっているが、すべての案件について、その権限を委譲されることは、本市のような小規模自治体にとっては、組織体制の強化、専門的な知識の不足など、様々な課題をクリアしていく必要があり、今後、相当な年数を必要とすることになるため、当該支援措置を | D-1 | 地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県条例によって都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理できることとされており、昨年10月現在で本制度の活用によって全国で218の市町村・特別区に開発許可の権限が移譲されている。<br>国土交通省では、開発許可権限の市町村への円滑な移行及び計画的かつ円滑な移譲を促進するため、昨年12月に開発許可権限の移譲状況についての情報提供及び要請を行ったところであり、開発許可権限の移譲を受ける権限の範囲や期間等あるいは市街化区域への編入につき、開発許可権者である愛知県とご相談されたい。 | 岩倉市    | いわくらの風土を活かした五条川文化耕園構想  |
| 1220350 地域再生計画に認定された構想限定の権限委譲         | 都市計画法第29条                   | 本市は、認定を受けた地域再生計画「犬山城下町再生計画」中で、支援措置「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」(11203)の他2つの支援措置(212032, 210007)を活用し、外縁部(市街化調整区域)において大規模複合商業施設の誘致を計画しているが、早期実現に向け、都市計画法 第29条(開発許可)等の権限移譲(地域再生計画で認定された「内容」に限定)を求めるものである。市町村への当該権限の移譲は、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能(農地法 第4条第1項の対象面積が4haを越える場合を除く)である。しかしながら、全ての案件に対して上記の権限を県から受ける際には、ノウハウの蓄積不足・組織体制強化など、様々な課題をクリアしていく必要があり、小規模自治体にとっては相当の年数   | D-1 |   | 犬山市    | 犬山城下町再生構想(現 犬山城下町再生計画) |
| 1220480 入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲 | 都市公園法第2条第1項、地方自治法第252条の17の2 | 各種指定が少なく、今のように法律や条例で規制されることが緩やかだった時代の松原は、人々の憩いの場所、レクリエーションの場そのものであったが、様々な指定や事業の導入は、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原にしてしまった。かつては食堂や旅館が立ち並び、多くの人々が松原に出入りしていたが、全国一律の制度のもとに各種指定を受けた結果、法律上の権威はまったが、人々には近づき難い松原になった。一体的に松原を管理し、住民生活と密着した松原の再生を図るためには、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が管理するほうが合理的であり、そのことが全国一得の法体系から逸脱していても、国益には反するとは思われない。むしろ、国益を守ろうと全国一律の規制が、そこに住む住民の生活権を脅かしている。住民に最も身近な環境整備は、住民に最も近い地方政府の権限で管理整備すべきである。これまで、丁度独自の整備のために伐採行為を行う場合、代替地に同等数の植樹を求められたり(史蹟名勝天然記念物保存法)、イベント時の公園管理のための協力金の徴収について、許可が下りないなど、                        | D-1 | 県営の公園を町営の公園にすることについては都市公園法上可能。また、県が条例で定めることにより、募金の許可等の業務を町が処理することとするは現行法上可能。  | 高知県大方町 | 入野松原再生住民プロジェクト構想       |



|  |  |  |     |  |      |                           |
|--|--|--|-----|--|------|---------------------------|
| 1220530 臨港地区変更(解除)における都市計画決定要件の緩和ならびに権限の移譲措置 | 都市計画法第15条、第18条、第19条                                | 臨港地区は都市計画法により決定され、港湾法に基く分区指定と併せ、港湾を管理運営する事を目的とし、厳しくその土地利用が制限されている。臨港地区変更(解除)に係る都市計画決定は、港湾計画変更の方針に基づき、県・国土交通省と調整・協議を行い、地区計画の指定と併せ決定される。「運用指針」資料7【現状の問題点】臨港地区変更の手続きには、「運用指針」に沿って円滑に進めても、事務調整期間を含めると1年以上(資料3)要する。その間、対象地の民間事業者は変更の確証が得られず、事業化リスクを伴うため、開発意欲が低下し、その結果土地の流動化も進まず都市再生の障害となっている。【提案理由】上記理由により、臨港地区変更(解除)に係る障害を取り除くことで、早期に民間事業者を誘致し、地域の状況に即し好機を逃さず、都市・地域再生を促進させる            | C   | 1220070への回答と同じ   | 横須賀市 | 「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 |
| 1220540 臨港地区変更(解除)関連の地区計画決定要件の緩和措置           | 都市計画法第15条、第18条、第19条                                | 【提案理由】臨港地区変更(解除)に係る障害を取り除くことで、早期に民間事業者を誘致し、地域の状況に即し好機を逃さず、都市・地域再生を促進させるための提案。【現状の問題点】臨港地区変更の手続きには、「運用指針」に沿って円滑に進めても、事務調整期間を含めると1年以上(資料3)要する。その間、対象地の民間事業者は変更の確証が得られず、事業化リスクを伴うため、開発意欲が低下し、その結果土地の流動化も進まず都市再生の障害となっている。【参考】臨港地区は都市計画法により決定され、港湾法に基く分区指定と併せ、港湾を管理運営する事を目的とし、厳しくその土地利用が制限されている。臨港地区変更(解除)に係る都市計画決定は、港湾計画変更の方針に基づき、県・国土交通省と調整・協議を行い、地区計画の指定と併せ決定される。「運用指針」資料提案事項番号2に同じ | C   | 1220070への回答と同じ   | 横須賀市 | 「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 |
| 1220550 港湾計画変更における要件の緩和措置                    |  |  | C   | 重要港湾の港湾計画の策定者(変更者)は現状の制度において既に港湾管理者となっており、国は提出された港湾計画が、基準に適合していないと認めるとき、又は著しく不相当であるときのみ変更を求めよう、最小限の関与のみ行うこととなっている。加えて、輕易な変更の場合の規定を設け、土地利用計画の変更においては、20ha未満(直轄工事の対象とする係留施設に係るものは3ha未満)であれば、国土交通省への送付のみで済むとしているところ。要望の趣旨が20ha(東京ドーム4.3個分)以上について国の関与を一切なくすというものであれば、その広さの土地利用の変更が無条件に国の利害に重大な影響を及ぼさないと断定できないと思慮される。なお、国は提出された港湾計画について年3~4回交通政策審議会を開催して意見を聴くようにしていることから、国土交通大臣への送付のみとした場合と比べても、港湾計画の変更当たりその時間差は僅かである | 横須賀市 | 「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 |
| 1220560 港湾施設の目的外一時使用                         | 港湾法第46条、第54条第1項及び第3項、第55条、屋外広告物法第3条、第4条、第5条、第6条、第7 | 長崎観光が生き残るには、従来の「施設回遊型観光」から「体験・滞在型観光」への転換は、必要不可欠であり、その趣旨に沿った「長崎さるく博'06」を成功させるためには、非常に必要な支援措置である。  | D-1 | 港湾施設の管理運営は、港湾管理者の定める条例に基づき行われているところであるが、イベント使用等のために港湾施設を本来の用途に支障を及ぼさない範囲で活用することは、港湾管理者の判断により可能であると考えている。<br>屋外広告物に対する規制は、都道府県、指定都市及び中核市の条例により定められることになっているため、具体的規制の内容は長崎市の条例による。   | 長崎市  | 長崎市観光2006アクションプラン         |

## 2 農水省関係

### ① 構造改革特区

| 規制特例提案事項管理番号                                | 関係法令                           | (再)提案理由   | 回答  | 回答内容  | 提案主体名  | 構想(プロジェクト)の名称          |
|---|--------------------------------|---|-----|---|--------|------------------------|
| 1030320 農振農用地指定除外手続きの簡素化                    | 農業振興地域の整備に関する法律第11条、第13条       | 農振法によって農用地区域内における開発行為に制限があり、またその手続きに多大な時間と手間を要するが、「道の駅」整備のように所管官庁がはっきりしており、用途も明確なものについては、その手続きを簡素化していただきたい。   | C   | <p>周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能であり、施設の整備は可能である。</p> <p>なお、農用地利用計画案の公告・縦覧及び異議申出等の手続きは、農用地利用計画が、開発行為の制限等の法的効果を持つことをふまえ、周辺の営農環境や農業振興施策の推進等に支障が生じないよう関係権利者へ周知等をするための必要最小限の手続きであり、簡素化は困難である。</p> <p>また、総合規制改革の第3次答申においても農地利用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨閣議決定されているところである。</p>   | 福島県平田村 | 平田ICを活用した地域活性・交流促進事業構想 |
| 1030330 堆肥舎設置に伴う農地転用及び都市計画区域内の建築確認申請手続きの簡素化 | 農地法第4条、第5条                     | 堆肥舎設置に伴う農地転用及び都市計画区域内の建築確認申請手続きに多くの費用と労力がかかり、零細農家の経営を圧迫するため   | C   | <p>堆肥舎の整備については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び周辺農地への被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても農地法の転用許可は可能であり、また、農地転用許可に係る事務は、6週間の標準処理期間を定めてこの期間内での処理を行うよう迅速化に努めているところである。</p> <p>なお、遊休農地の転用であっても、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられているか等を確</p>  | 福島県平田村 | 循環型農業推進構想              |
| 1030340 農業振興地域の農地転用                         | 農業振興地域の整備に関する法律第13条、農地法第4条、第5条 | 本地区は平成元年に制定された物流ネットワークシティー構想・第二期計画の一部であるが、本計画は数年前に白紙撤回された。開発には農業振興地域を市街化区域に編入する必要があり、福島県知事の認可を必要とする。今回の提案では周辺農地への影響を生じないので開発に何ら問題無い訳であるが、県では地域全体の大規模開発(40ha)以外は許可しない方針である。この現状を打開すべく、規制緩和によって小規模開発(35a)については県を通さずに農地転用を実現したい。 | D-1 | <p>提案概要では、設置しようとする施設位置の詳細は不明ながら、IC出入口の周囲おおむね300mの区域内であれば、原則農地転用許可が可能であり、また、農地転用に係る都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第252条の17の2の特例条例により権限委譲が可能である。</p> <p>さらに、市町村が農用地利用計画を変更する必要があると認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと、及び他に代替する土地等が無い等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。</p> <p>なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は1カ所の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、総合規制改革会議の第3次答申においても、農地利用規制の厳格化を求められていると</p> | 築取寿健   | 会津若松ゲートシティー構想          |

|                                     |                           |   |   |   |        |              |
|-------------------------------------|---------------------------|---|---|---|--------|--------------|
| 1030350 旧市街化区域における届出による農地転用許可手続きの継続 | 農地法第4条第1項第5号、農地法第5条第1項第3号 | 平成16年5月17日の新しい都市計画制度の導入により、線引き制度が廃止され、旧市街化区域において、農地転用許可の手続きを行う場合は、従来の「届出」から「許可制」となったが、このことにより、申請書類の作成など事務手続きが煩雑になるとともに、許可が下りるまでの期間が大幅に延長となるなど、従来に比べ、利便性が大きく後退した。新しい都市計画制度になって日が浅いため、旧市街化区域の今後の農地転用申請の予測は困難ではあるが、6月の申請状況は大幅に減少していることから、許可制に変更になったことが大きな要因の一つとも考えられる。このため、民間の事業活動や市民サービスの低下に繋がらない従来どおりの「届出」による手続きを行い、旧市街化区域の農地転用の手続きの簡素化を図り、旧市街化区域の開発を促進することにより、本市の活性化に繋げるものとする。今回の提案は、国における都市計画法および建築基準法の一部改正により、線引き制度が原則として県によって選択できるようになり、地域の実情に応じて適正かつ合理的なまちづくりが行えるようになったことにより、香川県において線引き制度を廃止した結果、もはや許可による強い規制をかける必要のない地域とされていた地域に強い規制がかかるという法の改正趣旨に逆行するような状態となるので、従来の状態に戻るよう規制緩和を提案しているものであり、検討に当たっては、都市計画法等の改正を行った | C | <p>都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画法に定めることができることとされている。</p> <p>市街化区域は、農林漁業との健全な調和を図る観点から農林水産大臣との協議がととのった上で設定される。同区域は、既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域として位置づけられる。このような市街化を促進する位置づけがなされていることから、市街化区域内の農地転用は、事前の届出があれば許可は要しないこととされている。</p> <p>しかし、区域区分が廃止された場合には、市街化を促進する位置づけがなくなることから、転用許可が必要であり、これを届出とすることは困難である。</p> | 香川県高松市 | 高松都心再生プロジェクト |
|-------------------------------------|---------------------------|---|---|---|--------|--------------|

|  |                        |  |     |   |              |   |
|--|------------------------|--|-----|---|--------------|---|
| 1030360 IT関連・産学連携先端技術研究施設立地承認に伴う農業振興地域の整備に関する法律第13条第3項における規制緩和措置 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条    | 規制の問題点:現行法制度で立地承認されている事例が多く存在する中運用自治体により扱いがまちまちで統一されていない。特に農業振興整備に関する法律と都市計画法との間で除外規定により立地承認検討が阻害されている現状がある。特例適用の根拠:特区により企業誘致を推し進める行政及び条例制定により立地承認する行政もある中特区特例によらずして立地承認が不可能な認識の行政が存在する。また農政上位官庁の見解が総論的であり具体的問題解決には至らないことから農地として機能していないもしくは有効活用が望まれている農地について不条理が存在する。提案の経緯:他の自治体の対応及び許可の実例を示しても許可決定権者の意向優先により権利を認められない中行政との交渉を重ねてきたがこのままでは閉鎖撤退しかない状況に追い込まれている。近隣より誘致の話もあるが現に移動してきた同一行政区内で集約と高度化事業に着手したい。誘致ならよく、立案なら不可とする弊害を除去してほしいこと及び他行政にて立地承認されている事例が存在する。 | D-1 | 農業振興地域整備計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は1カ所の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、当該市の担当部局とよくご相談して頂きたい。<br>なお、市町村が農業振興地域整備計画を変更する必要があると認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。  | 民間企業         | 農地復元可能な未利用農地等を有効活用した産業立地推進特区構想(ポリマテック高分子研究所・さいたま工場建築計画) |
| 1030370 農地転用の不許可の例外的追加(農用地区域内農地での河畔林等の整備)                        | 農地法第4条、第5条             | 森林の造成のための農地転用は、農用地区域内農地において原則不許可となっているが、環境と調和した農業生産活動を推進するために行う河畔林の整備や良好な農村景観を保持形成するために行う植林については、許可できるようにする必要がある。  | D-1 | 整備を行うとする河畔林等の定義が不明であるが、北海道が行う農地への植林の場合、農地転用の許可手続きは不要であり、また、農業者自らがその農地の保全のため行う農地への植林についても、農地転用の許可手続きは不要であり、農用地区域から除外することなく整備が可能である。<br>自然環境の保全と農業生産活動との調和を図り、優良農地の確保と利用集積に影響がない範囲で行う農地への植林が、河畔林等の整備に該当し、<br>① 保安林の指定が見込まれる場合、<br>② 表土の流出防止など農用地の保全に必要な施設と位置づけられる場合、<br>③ 地域の農業の振興に関する市町村の計画に位置づけられた場合、<br>周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用の許可も可能であり、提案の趣旨は実現できる。 | 北海道          | 活力ある農業・農村新生プラン  |
| 1030380 土地改良区等が行う食育推進活動の一環による農地法の規制緩和                            | 農地法第4条、第5条             | 食育活動の一環として「田んぼの学校」を行っているが、休耕田へのビオトープ造成は、農地法の規定により農地転用許可が必要となるため、転用を行うためには分筆測量等の経費と事務手続きに時間を要し、那須野ヶ原地区の小学校単位に設置して都市と農村の共生・対流による食育を行うことは困難である。   | C   | 休耕田の農地転用についても、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられているか等を確認する必要があるため、農地転用許可手続きを不要とすることは困難である。<br>農地転用許可に係る事務は、6週間の標準処理期間を定めて提案概要に係る施設の詳細が明らかでないが、耕作又は養畜の業務に必要な農業用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。  | 那須野ヶ原土地改良区連合 | 人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト                                    |
| 1030390 農用地区域内に設置できる農業用施設の拡大                                     | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条 | 現行法令(農振法施行規則)で規定されている「農業用施設」のうち、農畜産物の加工及び販売施設については、個人利用であると共同利用施設であると問わないが、主としてその生産者又はその生産者の構成する団体が管理運用する施設で、主として自己の生産する農畜産物を原料として使用しないものは、農業用施設とはいえず、これら施設を立地する場合は、「農振農用地区域からの除外」(いわゆる農振除外)の手続きを行っている。このため、耕作又は養畜の業務を営んでいない企業等の施設が、地域の農畜産物を   | D-1 | 提案概要に係る施設の詳細が明らかでないが、耕作又は養畜の業務に必要な農業用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。<br>また、これに該当しない施設であっても、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たした場合は、農用地区域からの除外が可能であり、施設の設置は可能である。  | 石川県          | 農業振興地域における土地有効活用構想                                      |

② 地域再生計画

| 提案事項管理番号   | 関係法令                           | (再)提案理由  | 回答       | 回答内容  | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称          |
|--|--------------------------------|--|----------|---|-------|------------------------|
| 1020040 地域再生計画に認定された構想限定の権限委譲                                  | 農業振興地域の整備に関する法律第13条、農地法第4条、第5条 | 本市は、地域活力創出のために、これまで進めてきた五条川整備を市域全体に拡大するためには、市街化調整区域の有効的な開発が不可欠である。しかしながら、本市の狭小な市域のさらに約半分を占める市街化調整区域(農振農用地)の開発については、実現に向けて諸問題が山積しており、早期の計画実現のために、開発許可及び農地転用許可の権限を地域再生計画に認定された構想の期間と内容に限って、権限委譲を求めるものです。・権限委譲事務の内容・範囲 都市計画法第29条の開発許可 農業振興地域の整備に関する法律第15条の15の農地転用許可・権限委譲元と委譲先 農林水産大臣、愛知県知事→岩倉市長・権限委譲の方法 地域再生計画で認定された構想の期間と内容に限定 なお、当該権限の市町村への委譲については、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能となっているが、すべての案件について、その権限を委譲されることは、本市のような小規模自治体にとっては、組織体制の強化、専門的な知識の不足など、様々な課題をクリアしていく必要があり、今後、相 | C<br>D-1 | 農地転用の許可に係る都道府県知事の権限については地方自治法第252条の17の2の特例条例により市町村へ委譲可能であり、現行でも要望内容は実現できる。<br>また、提案概要では、設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能であり、また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと、都市計画法の開発許可等の他法令の許認可の見込があること等の要件を満たせば、農用地区域からの除外及び農地転用許可は可能である。<br>なお、農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また、許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点を踏まえ、適切な国の関与の在り方等を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、更に慎重な検討が必要と考えており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。 | 岩倉市   | いわくらの風土を活かした五条川文化耕園構想  |
| 1020050 認定された地域再生計画の実施に係る権限移譲                                  | 農業振興地域の整備に関する法律第13条、農地法第4条、第5条 | 当市は、認定を受けた地域再生計画「犬山城下町再生計画」中で、支援措置「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」(11203)の他2つの支援措置(212032,210007)を活用し、外縁部(市街化調整区域)において大規模複合商業施設の誘致を計画しているが、早期実現に向け、都市計画法 第29条(開発許可)等の権限移譲(地域再生計画で認定された「内容」に限定)を求めるものである。市町村への当該権限の移譲は、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能(農地法 第4条第1項の対象面積が4haを越える場合を除く)である。しかしながら、全ての案件に対して上記の権限を県から受ける際には、ノウハウの蓄積不足・組織体制強化など、様々な課題をクリアしていく必要があり、小規模自治体にとっては相当の年数   | C<br>D-1 | 農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点を踏まえ、適切な国の関与の在り方等を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、更に慎重な検討が必要と考えており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。   | 犬山市   | 犬山城下町再生構想(現 犬山城下町再生計画) |
| 1020330 農地転用許可手続きの簡素化  | 農地法第4条、第5条、附則第2項               | 2haから4haまでの大規模な農地の転用については、全国的な視野に立った判断をすることが必要という観点から、平成10年の法改正において当分の間大臣協議が必要とされたが、すでに5年以上経過しており、協議を廃止することにより、申請者の負担を軽減し、迅速かつ的確に事務を執行する必要がある。   | C        | 農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点を踏まえ、適切な国の関与の在り方等を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、更に慎重な検討が必要と考えており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。   | 北海道   | 活力ある農業・農村新生プラン         |
| 1020340 農地法に係る4ha以上の農地転用許可権限の県への移譲及び2haを超える知事の許可に係る国への事前協議制の廃止 | 農地法第4条、第5条、附則第2項               | 「地域再生推進のためのプログラム別表2」に記載されているとおり、4ha超の農地転用のための許可申請に係る知事権限(申請受理、国への進達、知事意見添付)については、特例条例に基づき市町村へ移譲が可能であり、地域の実情に応じた運用が可能である旨、農林水産省から通知が出されたところである。今回の提案においては、この内容をさらに推し進め、現在4ha未満の農地についての許可体系と同様、4ha超の農地についても許可に係るすべての権限を知事に移譲するよう法改正を行う提案である。これを行うことにより、事務の効率化が図られるとともに、将来的な基礎自治体への窓口の一元化や総合的なまちづくりの推進を図っていく。また、現在、2ha以上4ha未満の農地転用に係る国への事前協議  | C        | 農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点を踏まえ、適切な国の関与の在り方等を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、更に慎重な検討が必要と考えており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。   | 広島県   | 分権ひろしま活性化プラン           |

|                                 |                                |  |          |  |        |                          |
|---------------------------------|--------------------------------|--|----------|--|--------|--------------------------|
| 1020350 農地転用及び農振農用地の除外に関する権限の移譲 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条、農地法第4条、第5条 | 当該構想区域は国道246号線に接し、東名沼津インターに至近の所に立地している。また、県立がんセンターを核としたファームバレー構想においても重要な位置づけであり、平成21年には県立沼津技術専門校も移転してくる。基盤整備などの受け入れ態勢の遅れは、民間事業者の誘致や構想そのものに大きな影響を与える。また、当該区域は研究開発施設など最先端技術の集積を目指していくことから、光ファイバーを含む電線類の地中化を進めて行くべき地域である。 | C<br>D-1 | <p>本提案は先端技術産業・研究開発施設の集積を図るものであり、多極分散型国土形成促進法等の地域整備法に基づく基本構想等に位置づけられた場合には、4haを超える農地転用許可についても都道府県知事の許可権限であり、さらに、地方自治法第252条の17の2の特例条例により市町村への許可権限の委譲は可能となる。</p> <p>また、上記基本構想等に位置づけなくとも、周辺の土地の農業上の利用に支障がない等の要件を満たす場合には、農用地区域から除外が可能であり、農地転用許可は可能である。</p> <p>なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、都道府県知事との同意を要する協議は優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、また、総合規制改革会議の第3次答申においても農地利用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊</p> | 沼津市    | 富士山麓リサーチパーク構想            |
| 1020360 農地転用に関する権限の移譲           | 農地法第4条、第5条                     | これからの工業用地造成は、これまでのレディメイド型の工業団地整備ではなく、各企業等と個別に協議をしながらのオーダーメイド型の工業団地整備が必要である。公的機関が実施する工業用地造成に限り、県知事が許可権者となることで、企業の求めるスピードに対応した、より迅速な処理が可能となる。  | C        | <p>農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点を踏まえ、適切な国の関与の在り方等を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえた更に慎重な検討が必要と考えており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。</p> <p>なお、県の企業局が農地転用する場合、農地法の転用許可は</p>  | 静岡県湖西市 | 高品質なものづくり基盤創造「企業誘致促進化」構想 |
| 1020370 農地転用許可権限の移譲             | 農地法第4条、第5条                     | 4haを超える大規模な農地の転用については、全国的な視野に立った判断をすることが必要という観点から大臣許可となっているが、転用許可基準は法制化されていることから、地域の実情に精通している知事に許可権限を移譲することにより、申請者の負担を軽減し、迅速かつ的確に事務を執行する必要がある。   | C        | <p>農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点を踏まえ、適切な国の関与の在り方等を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえた更に慎重な検討が必要と考えており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところ</p>   | 北海道    | 活力ある農業・農村新生プラン           |

|   |                     |   |     |  |     |                          |
|---|---------------------|---|-----|--|-----|--------------------------|
| 1020380 農振農用地区域変更の際の県の同意を廃止                         | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 | これからの工業用地造成は、これまでのレディメイド型の工業団地整備ではなく、各企業等と個別に協議をしながらのオーダーメイド型の工業団地整備が必要である。公的機関が実施する工業用地造成に限り、県の同意を不要とすることで、企業の求めるスピードに対応した、より迅速な処理が可能となる。  | C   | 事業の実施にあたっては、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。<br>なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は1カ所の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、また、総合規制改革会議の第3次答申においても農地利用規制の厳格化を求められている | 湖西市 | 高品質なものづくり基盤創造「企業誘致促進化」構想 |
| 1020390 農林水産省補助事業及び土地改良事業の基盤整備完了後8年未満の農地の農用地区域からの除外 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 | 現行の農業振興地域の整備に関する法律では、補助事業後の農用地区域からの除外が制限されるが、農家戸数、農業従事者の減少を考えると、その土地を最大限に活かすため観光型・直売型の農業経営を行うなど農地の幅広い活用が急務であるため。                            | D-1 | 提案概要に係る施設の内容、配置等が明らかでないが、耕作又は養畜の業務に必要な農業用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。<br>また、これにあたらぬ施設であっても市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用の許可も可能である。  | 塩山市 | 塩山市農業基盤安定拡大化計画           |
| 1020480 都道府県知事の保安林解除に関する権限の特例市への移譲                  | 森林法                 | 新規工業団地の造成計画区域周辺には県知事権限の保安林が点在しているが、工場立地事業者の敷地規模、配置等の企業のニーズに柔軟な対応を行うとともに、早急な保安林手続きを可能なものとするため。   | E   | 保安林の指定の解除については、法令等に基づき行われるものであり、権限者によって解除に係る審査内容及び適否の判断等が変わるものではなく、特例市に権限を移譲したことにより、「支援措置に係る提案事項の内容」にあるように「企業のニーズに柔軟な対応を行うとともに、早急な保安林手続きを可能なものとする」ものとはならないことから、事実誤認である。<br>なお、保安林の指定解除の事務手続きについては、標準処理期間を定め、事務の迅速化を図っているところである。  | 呉市  | 昭和東地区地域再生プロジェクト構想        |
| 1020490 保安林解除の権限移譲                                  | 森林法第26条、第26条の2      | これからの工業用地造成は、これまでのレディメイド型の工業団地整備ではなく、各企業等と個別に協議をしながらのオーダーメイド型の工業団地整備が必要である。公的機関が実施する工業用地造成に限り、県知事が許可権者となることで、企業の求めるスピードに対応した、より迅速な処理が可能となる。 | C   | 公的機関が行う工業団地整備にあたり、地域住民の生命・財産の保全のため森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的のために指定された保安林の指定の解除を要する場合に、「構想(プロジェクト)の提案内容」にあるように市政経営の安定的な税財源の確保のための新規企業誘致を促進するためをもって、その他の者が事業を実施する場合と比して優遇することは合理性がなく、これに限り協議を不要とすることはなじまない。<br>なお、当該協議については標準処理期間(2ヶ月)を定め、事  | 湖西市 | 高品質なものづくり基盤創造「企業誘致促進化」構想 |

2004年7月30日 構造改革特区推進会議 都市再生、農業WG合同会議提出資料